

第5節 子育て・子育てへの支援の充実

1 子育て・子育てへの支援

現状

子どもの権利を尊重し、子どもが自らの意思で成長していく「子育て」を支えるまちの実現を目指し、一人ひとりの子どもが大切にされるよう、また、意思の表明や活動への参加等の権利が尊重されるよう、区では平成17年12月に「目黒区子ども条例」を制定しました。条例の趣旨が生かされるよう、普及・啓発に取り組むとともに、小学生や中学生による活動など、子どもの参加を進めています。

区では「目黒区子ども条例」に基づき5か年計画の「子ども総合計画」を策定しています。子どもに関する施策を総合的に展開するため、令和2年3月に目黒区子ども総合計画を改定し、毎年度、計画に掲げた各事業の進捗状況を検証しながら、取組を進めています。

平成29年4月の保育園待機児童数が617人と過去最大となったことを受け、保育園の整備を加速的に進めた結果、令和2年4月に保育所待機児童ゼロを達成しました。

区内小学生人口の増加、家庭の生活状況や就労状況の変化等を踏まえ、小学校内を中心とした学童保育クラブの整備を順次進めているほか、令和元年度からは放課後子ども総合プラン一体型モデル事業を開始し、小学校でランドセルひろばを拡充した新たな放課後の居場所づくりに取り組んでいます。

平成29年4月に、出産・子育て応援事業「ゆりかご・めぐろ」を開始するとともに、子育てに関する不安や悩みの総合相談窓口を「ほ・ねっとひろば」内に開設しました。令和元年度からは、これらの事業を一体的に行う体制を整え、「子育て世代包括支援センター事業」として、妊娠から出産・産後ケアなど、子育て世代のライフステージ^{*}に応じた切れ目のない総合的な支援を行っているところです。

近年増加傾向にある児童虐待について、虐待リスクの程度に応じ、子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センター（子ども家庭総合支援拠点）、児童相談所が連携しながら、虐待への予防や対応、再発防止に向けた取組を進めるとともに、区でも児童相談所を設置するべく、平成30年度から担当組織を設置して、職員の育成などの準備を始めています。また、令和元年6月に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正され、保護者からの子どもへの体罰の禁止が規定されるなど、児童虐待防止に向けた取組を進めています。

障害のある児童とその保護者への支援を強化・推進するために、平成28年に障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、障害児支援の提供体制を総合的・計画的に確保する市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

課題

未来を担う子どもたちがいきいきと成長し元気に過ごすことができるようにするためには、「目黒区子ども条例」の趣旨を学校教育や家庭・地域など、子どもたちのあらゆる生活の場面で生かされるよう、継続的に子どもの権利尊重の理念を深めていくことが必要です。

令和2年4月に保育所待機児童ゼロを達成しましたが、今後もゼロを維持できるよう取り組んでいく必要があります。同時に、疾病や介護・看護などを理由とする緊急一時保育の需要への対応や、幼稚園・保育園・認定こども園等、就学前施設における障害児保育の充実に取り組む必要があります。

障害のある児童が、ライフステージ^{*}に沿って、関係機関の連携の下、切れ目のない一貫した支援サービスを利用し、地域の保育、教育等が受けられる環境の整備が必要です。障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できる、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進と、誰もが安心して子育て・子育てができるまちづくりに取り組むことが求められています。さらに、医療的ケア^{*}を必要とする児童が増加する中、就学前及び就学後の療育体制の整備支援に取り組む必要があります。

核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、仕事と子育てを両立できる環境が必ずしも十分ではないなど、子どもや子育てをめぐる環境には様々な問題が表れてきており、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

「地域共生社会^{*}」の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保等のための取組、医療的ケアが必要な児童が保健、医療、福祉、保育、教育、就労等の支援を円滑に受けられるよう、関係機関が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築が必要です。

今後の学童保育クラブの需要を見据え、小学校内を中心とした学童保育クラブの更なる整備を進めていく必要があります。また、放課後子ども総合プランについても、モデル事業における成果や課題を踏まえつつ、対象校や内容について拡充を図っていく必要があります。これらの整備・拡充に当たっては、各小学校の放課後等に一時的に使用していない特別活動室等の推移を教育委員会と共有しながら、校外に移動することのない放課後の安全・安心な居場所づくりを着実に進めていく必要があります。

子どもの安全・安心な居場所としての学校施設等の開放や児童館機能の充実、中高生対象事業の拡大の必要があります。また、放課後対策として、ランドセルひろば、子ども教室など、多様な放課後の居場所を確保する必要があります。

施策の体系	1	子育て・子育てへの支援
		(1) 子育てへの支援
		(2) 多様な保育の充実
		(3) 成長や発達に応じた支援
		(4) 地域における子育ての支援
		(5) 子どもの居場所の充実

施策

(1) 子育てへの支援

子育て情報の提供、子どもに関する各種手当の支給、相談や在宅サービスの充実、児童虐待防止への取組や自主グループとの連携を進め、子育て家庭への支援の充実を図ります。

<計画事業>

①子育て世代包括支援センター事業【新規・重点】（保健予防課・碑文谷保健センター・子育て支援課）

妊娠・出産、子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定するなど医療や福祉など関係機関が連携し、切れ目のない支援を行っていきます。また、育児不安や心身の不調があり、身近に相談できる人がいないなど支援を必要とする産後の方を対象に産後ケア事業を実施し、心身の安定と育児不安の解消を図っていきます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業(訪問型)の実施 産後ケア事業(宿泊型)の実施 産後ケア事業(通所型)の検討・実施 	継続	継続

②子育て総合相談【継続】（子育て支援課）

子育ての不安や悩みを軽減できるように、関係機関との連携を図りながら子育て相談を受け、助言や情報提供、支援の紹介を行います。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> 電話相談件数 165件 来所相談件数 85件 その他(メール・FAX・訪問) 22件 (令和元年度実績)	継続	継続

③ひとり親家庭の学習支援事業【新規】（子ども家庭支援センター）

再掲

児童扶養手当受給世帯または所得がこれに相当するひとり親世帯の子どもを対象に、大学生等のボランティアによる学習支援や、子どもの心に寄り添った生活支援を行います。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> 塾型(小学4年生～高校3年生) 33名参加 派遣型(小学4年生～中学3年生) 15世帯 18名参加 (令和元年度実績)	ひとり親家庭学習支援事業 年40回実施 <ul style="list-style-type: none"> 塾型 小学4～6年生は母子生活支援施設、中高生は男女平等・共同参画センターで実施 派遣型 受講者宅の自宅で実施 	継続

④母子及び父子福祉資金貸付【継続】（子ども家庭支援センター）

20歳未満の子どもを扶養している母子及び父子家庭に、入学や修学、技能習得など自立に必要な資金を貸し付けします。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> 母子福祉資金貸付 29件 22,032,000円 父子福祉資金貸付 2件 834,600円 （令和元年度実績）	継続	継続

⑤子ども医療費助成【継続】（子育て支援課）

中学校卒業までの児童が、医療機関等で健康保険の対象となる診療または投薬を受けた時の自己負担分（就学前は2割、就学後は3割）を助成します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
対象者 31,937人 （令和2年10月1日現在）	継続	継続

⑥私立幼稚園児の保護者に対する補助金【継続】（子育て支援課）

満3歳～5歳児を私立幼稚園に通園させている保護者に、入園料補助及び保育料補助として所得に応じた補助金を支給します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
対象者 3,027人 （令和元年度実績）	継続	継続

⑦産前・産後支援ヘルパー派遣【継続】（子ども家庭支援センター）

出産予定日の1か月前から産後の一定期間、支援ヘルパーを派遣し、育児・家事のサービスを提供します。多胎児については、出産予定日の1か月前から利用時間・期間を延長し提供します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
新規利用件数 254件（うち多胎児24件） （令和元年度実績）	継続	継続

(2) 多様な保育の充実

保育所待機児童ゼロを維持するため、今後も認可保育所の整備を計画的に進めていきます。また、一時保育事業の充実や保育園児を敷地の広い公園へ送迎する「ヒーローバス」のさらなる活用・拡充等により保育の質、多様な保育サービスの向上を進めます。

<計画事業>

①「ヒーローバス」運行事業【新規】(保育計画課)

幼児専用車「ヒーローバス」を用い、保育園の子どもたちと保育士を近くの敷地の広い公園等まで送迎します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度からは3台で運行 乗車は3歳児クラス以上の子どもたちを対象 	「ヒーローバス」のさらなる活用方法について検討	「ヒーローバス」のさらなる活用方法について検討

②延長保育【数値】(保育課・保育計画課)

入所している子どもで、保護者の就労時間の関係で、通常保育時間以降に保育が必要な子どもを保育します。引き続き、認可保育所の新規開設と合わせて、実施可能な保育園の整備を進めます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
延長保育実施園(令和2年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> 公設公営 16園 公設民営 1園 民設民営 72園(分園含む) 合計 89園(分園含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度 8か所 令和5年度 1か所 	令和6年度 1か所

③認可保育園整備【数値】(保育計画課)

保育園の待機児童が解消した後も、私立保育園(賃貸型認可保育園含む)の設置等により、待機児童ゼロの維持を図ります。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
施設数及び定員(令和2年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> 公設公営 16園 定員 1,711人 公設民営 1園 定員 83人 民設民営 72園 定員 5,092人(分園含む) 合計 89園 定員 6,886人(分園含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度開設予定 <ul style="list-style-type: none"> 国有地 1か所(定員70人程度) 区有地 3か所(定員290人程度) 賃貸型 4か所(定員240人程度) 令和5年度開設予定 <ul style="list-style-type: none"> 賃貸型 1か所(定員60人程度) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度開設予定 <ul style="list-style-type: none"> 賃貸型 1か所(定員60人程度)

④認可保育園整備（区立保育園の民営化）【重点】（保育計画課）

区立保育園の老朽化等の課題に対応するとともに、待機児童の解消と保育ニーズの多様化を踏まえ、区立保育園の民設民営化を進めます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
区立保育園の民営化 平成29年度 1か所 令和元年度 1か所 令和2年度 3か所	令和4年度 1か所	令和7年度 1か所(令和5年度末閉園後、令和7年度に私立園として開園)

⑤一時保育事業（緊急一時保育・一時保育）【継続】（保育課）

保護者の疾病やけが等により短期的に保育が必要な児童を保育園で保育します。また、家庭で育児に当たる保護者の負担を軽減するため、休養、通院等のために、保育園等で日、時間単位で児童を預かります。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> 緊急一時保育 区立保育園17園(各園定員1名) 一時保育 認可保育園12園(定員合計46名) 認証保育園1園(定員2名) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急一時保育 継続 一時保育 令和3年度 1施設 定員4名 令和4年度 1施設 定員4名 令和5年度 1施設 定員4名 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急一時保育 継続 一時保育 継続

⑥病後児保育【数値】（保育課・保育計画課）

保育園に通所中の児童等であって、病気の回復期にある（病後児）ことから、保育園等での集団保育が困難な児童を、専用の施設で一時的に預かります。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
病後児保育実施施設 <ul style="list-style-type: none"> 中央地区 1か所 定員4人 西部地区 1か所 定員4人 	1地区1か所以上の整備を実施	1地区1か所以上の整備を実施

(3) 成長や発達に応じた支援

障害のある子どもに対して、児童発達支援センターにおいて、発達を促すための療育や相談事業を充実します。また、医療的ケア^{*}を必要とする障害児等の就学前及び就学後の療育支援に取り組みます。

<計画事業>

①児童発達支援センター機能の充実【重点】(障害者支援課)

再掲

児童発達支援センターの相談支援機能の強化を図るとともに、幼児期の療育体制を拡充し、区内各事業所との連携を深めます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> 児童の保護者からの発達や障害に関する相談を実施。障害の特性に応じた障害児福祉サービスにつなげ、必要に応じて障害児支援利用計画を作成 地域における中核的な療育支援を行うとともに保育所等訪問支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の発達や障害に関する相談や療育の希望に対し、社会資源との連携を強化し、地域全体の支援力を充実 継続 	継続

②医療的ケアが必要な児童等への支援【重点】(障害者支援課)

再掲

重症心身障害児^{*}(医療的ケア^{*}児を含む)が地域で必要な支援を円滑に受けることができるよう、就学前及び就学後の療育体制整備を図ります。また、区内の重症心身障害児通所支援事業所において、重症心身障害児の児童発達支援及び放課後等デイサービス^{*}事業の両事業を行う多機能型事業を実施します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
令和2年7月から、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業の両事業を行う多機能型事業所が支援サービスを実施	重症心身障害児(医療的ケア児を含む)を対象に効果的な療育が提供できるように支援の充実を図る	継続

(4) 地域における子育ての支援

子育て家庭の孤立化を防ぎ、すべての子どもが地域の中で安心して健やかに育つよう、様々な機関が協力してネットワークを構築し、地域における子育ての支援を進めます。

<計画事業>

①子ども食堂推進支援事業【新規】(子育て支援課)

「子ども食堂」は、地域における子どもの居場所の一つです。子どもやその保護者に、栄養バランスの取れた食事と交流の場を提供する地域の取組に対し、支援を行います。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
区内7団体、9か所実施 (うち補助団体 2団体)	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な実施環境の支援 実施団体の拡充 事業の周知 継続 	継続

②子育てふれあいひろば事業【継続】(子育て支援課・保育課)

0～3歳の子育て家庭を中心に、つどいの場を提供しながら、保護者同士が子育てに関する情報交換を行ったり、子育て相談や子育てサークル等の支援を行うことにより子育て家庭の交流を推進します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> ほ・ねっと ひろば(総合庁舎内) 上目黒住区センター児童館 区立保育園 5か所(菅刈、第二上目黒、原町、第二ひもんや、八雲) 地域子育てふれあいひろば(民間が実施する子育てふれあいひろば) 3か所 	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育てふれあいひろばを各年度1か所ずつ整備 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 6年度 地域子育てふれあいひろば1か所整備 継続

③乳幼児クラブ・乳幼児のつどい【継続】(子育て支援課)

児童館や学童保育クラブで、乳幼児とその保護者を対象に子どもや保護者同士が知り合い、仲間づくりを行っていく場として活動を進めます。活動を通して子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育ての不安が解消できるよう取り組みます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> 児童館16か所で、乳幼児クラブ・乳幼児のつどい・ベビー(乳児)活動を実施 児童館未整備地域の学童保育クラブ6か所については、新型コロナウイルス感染症の影響により活動休止 	継続	継続

(5) 子どもの居場所の充実

子どもたちが安全に遊び、自主性や社会性を身に付け、また、年齢の違いを超えて交流できる場所として、多様なスタイルに対応した、安全・安心に過ごすことのできる、様々な居場所づくりが求められています。

児童館整備が求められている地域のうち西部地区の東根住区地域については、東根職員住宅跡を活用して児童館を整備していく方向性となりました。南部地区の碑住区地域については引き続き区有施設や民間活力の活用により整備に向けた検討を進めていきます。移動児童館や出張児童館の事業についても、引き続き実施していきます。

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（1～6年生対象）の健全な育成を図るため、施設条件等が整った小学校内に学童保育クラブを整備していきます。小学校内に学童保育クラブが整備できない場合、これまでと同様に区有施設や民間活力の活用による整備も検討していきます。

あわせて、保護者の就労の状況に関わらず、すべての子どもたちが安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供するため、放課後子ども総合プランや放課後フリークラブ事業（ランドセルひろばと子ども教室）を実施していくとともに、学校施設等を開放します。

<計画事業>

①児童館整備【新規】（子育て支援課・放課後子ども対策課）

東根職員住宅跡を活用して児童館を整備します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
東根職員住宅跡を活用した児童館整備の具体的な検討	令和5年度 開設	継続

②児童館における中高生の居場所の拡大【継続】（子育て支援課）

中高生が中心に利用する時間帯、スペースを設けることや、中高生を対象にし、事業への積極的な参加を促します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
中央町児童館、平町児童館、こどもの森児童館において、中高生の利用時間やスペースの確保、利用時間の延長を実施	継続	継続

③障害のある児童の豊かな活動の場の提供【継続】（子育て支援課）

再掲

児童館において、障害のある児童が地域の子どもたちと共に育ち合える豊かな活動を体験できる場を提供します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
障害のある児童が参加しやすいプログラムを設定し、豊かな体験ができる活動の場として「あそびのつどい」を実施	継続	継続

④学童保育クラブ【継続】（子育て支援課）

放課後の保育を必要とする小学生の児童を対象に、保護者の就労などにより保育をする人のいない家庭に代わって保育を行っています。

事業の現況 （令和2年度）	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・設置数 区立 18 箇所（定員 885 人） 民営 16 箇所（定員 645 人） 私立 2 箇所（定員 80 人） ・在籍人数 1,776 人（令和2年4月現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 41 箇所 ・令和4年度以降実施可能な小学校から校内に順次整備 	継続

⑤学童保育クラブにおける障害のある児童の保育【継続】（子育て支援課）

再掲

障害のある児童が同世代の子どもたちと集団生活をしながら、共に認め合い育ち合える豊かな放課後の生活の場として、学童保育クラブで安心・安全に過ごせるよう保育を行います。

事業の現況 （令和2年度）	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
障害児等の保育を実施	継続	継続

⑥放課後子ども総合プランの推進【新規】（子育て支援課・放課後子ども対策課・生涯学習課）

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供するため、子育て支援部と教育委員会が連携して、学童保育クラブ、ランドセルひろば（拡充）及び子ども教室を同一小学校内で実施する一体型を中心とした放課後子ども総合プランの実施に向けて整備を進めます。

事業の現況 （令和2年度）	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
放課後子ども総合プラン一体型モデル事業を小学校2校で実施	ランドセルひろば（拡充）を整備し、放課後子ども総合プランを本格実施 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 8 箇所 ・令和4年度 11 箇所 ・令和5年度 14 箇所 	ランドセルひろば（拡充）を整備し、放課後子ども総合プランを本格実施 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 17 箇所

⑦放課後フリークラブ【継続】（生涯学習課）

放課後の校庭を活用して子どもの安全・安心な遊び場を提供する「ランドセルひろば」と、放課後や学校休業日に学校施設等において、地域の人材を活用して子どもに様々な体験の機会を提供することにより、子どもの自主性、創造性、社会性を養う「子ども教室」の事業を行います。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・ランドセルひろば 区立小学校 20校 ・子ども教室 15小学校区 	<p>【ランドセルひろば】 放課後子ども総合プランの実施状況に合わせて順次移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 14校 ・令和4年度 11校 ・令和5年度 8校 <p>【子ども教室】 放課後子ども総合プランの実施状況を踏まえ、放課後子ども対策課と協力し拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17小学校区 	<p>【ランドセルひろば】 令和6年度 5校</p> <p>【子ども教室】 20小学校区</p>

⑧学校開放【継続】（スポーツ振興課）

学校ひろば（校庭の個人開放）、プール開放を実施し、子どもの居場所を確保します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・学校ひろば（校庭の個人開放） 小学校 22校、中学校 1校 ・プール開放 小学校 7校（新型コロナウイルス感染防止のため中止） 	継続	継続

第6節 健康で安心して暮らせるまちづくり

1 健康危機管理対策の充実

現状

健康危機管理とは、感染症をはじめ、医薬品、食中毒、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務をいい、自然災害やテロに起因するものも含まれます。

令和元年12月に初めて感染者が報告された新型コロナウイルス感染症は、世界中に感染が拡大しています。国は、国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じることができるよう、令和2年3月に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正し、法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加しました。現在、保健所は、感染症法に基づき新型コロナウイルス感染拡大防止に全力で取り組んでいます。

食品については、平成30年6月に大幅な食品衛生法の改正が行われました。食をとりまく環境変化や国際化等に対応しつつ、食品の安全を確保するため、国や自治体間の連携協力や営業者による衛生管理の向上を図るとともに、実態に即した許可・届出制度や食品リコール情報の取組を進めています。

近年の大地震や局所的な豪雨などの災害の増加により、災害時の医療救護体制の確保等も喫緊の課題となっています。また、避難所等における新型コロナウイルス感染症の拡大も懸念されています。

課題

近年、健康危機管理事例が多発する中で、保健所は地域における健康危機管理の拠点として位置づけられています。

平常時においては、管理基準の設定や監視業務等による健康危機発生の未然防止、並びに各種マニュアルの整備や健康危機発生時を想定した組織体制の確保、関係機関との連携の確保や訓練等による資質の向上など、発生時に備えた準備が必要です。

健康危機発生時においては、正確な情報把握、原因の究明、対応の確定、医療の確保等を迅速に行い、区民の健康被害の拡大防止に努めることが必要です。

新型コロナウイルス感染症に関しては、効率的に疫学調査を実施し、感染拡大を防止すること、地域での流行時においても適切な保健・医療を提供できるよう、関連機関を有機的に機能させる役割が期待されています。

区は、健康被害の発生状況や保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえて、区民の生命及び健康を保護し、社会生活が維持できるように健康危機管理対策を推進していきます。

施策の体系	1	健康危機管理対策の充実
		(1) 感染症への対応
		(2) 食品の安全・安心の確保
		(3) 災害等への対応

施策

(1) 感染症への対応

感染症は、ひとたび発生して拡大すれば個人の健康のみならず社会全体に深刻な影響を及ぼす恐れがあり、迅速な初動対応が拡大防止の第一要件です。

日ごろより、各種感染症サーベイランスによる発生状況の把握と情報分析等を通じた事前準備、区民への情報提供や正しい知識の普及啓発を行うとともに、感染症発生時には関係機関と連携し、迅速かつ円滑に調査及び防疫活動を実施し、感染拡大防止に努めます。

特に、新型インフルエンザ等の新興感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症においても世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらしています。「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき整備した「目黒区新型インフルエンザ等対策行動計画及び対応マニュアル」による、医療機関の連携、計画的な医薬品の備蓄等の対策を推進します。一方、結核は現在でも年間約16,000人の新規患者が発生し、年間約2,200人が命を落とす日本最大の感染症です。引き続き、結核の発生予防、患者の早期発見等対策の充実を図ります。

<計画事業>

① 新型インフルエンザ等対策の推進【継続】（感染症対策課・関係各課）

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、区民への健康被害を最小限にとどめ、区民生活を確保するため、「目黒区新型インフルエンザ等対策行動計画及び対応マニュアル」に基づく防疫活動、医療体制、医薬品・防護服等を計画的に整備し、予防、まん延防止等対策を充実しています。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
行動計画に基づき、対応マニュアルの整備、計画的な備蓄、訓練、普及啓発等を実施	継続	継続

② 高齢者の予防接種【継続】（保健予防課・碑文谷保健センター）

高齢者はインフルエンザに罹患すると肺炎等を合併することも多く、肺炎と気づかないうちに重症化する危険性があるため、65歳以上の高齢者を対象に、感染予防や重症化を軽減することを目的としてインフルエンザ予防接種を実施します。

また、高齢者の肺炎の原因の中で最も多い肺炎球菌による感染予防・肺炎の重症化と死亡リスクを軽減することを目的として、65歳を対象に初回接種の方に自己負担分を一部軽減して肺炎球菌予防接種を実施します。なお、令和元年度から令和5年度までの経過措置期間は、65歳以上5歳刻みの年齢を対象として実施しています。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
対象者には個別通知送付 【令和元年度実績】 ・高齢者インフルエンザ予防接種者数 30,293人(56.2%)	接種率を上げる	接種率を上げる

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者肺炎球菌予防接種者数 1,539人(20.4%) うち65歳は801人(35.0%) ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を防止するため、重症化リスクの高い高齢者等へ早期にインフルエンザ予防接種を呼びかけた 		
--	--	--

③結核予防対策の推進【数値】(感染症対策課・保健予防課・碑文谷保健センター)

結核は、現在でも主要な感染症であり、結核の発生予防、患者の早期発見、まん延予防のため対策を推進します。感染リスクの高い人への健康診断、結核患者に対する服薬確認(DOTS)による支援、療養相談、治療終了後の再発早期発見のための管理検診等の継続的な支援を実施し、結核罹患率の低下を目指します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
国の結核に関する特定感染症予防指針に基づき、罹患率10以下(人口10万対)を目標に、予防の普及啓発、患者管理、接触者健診、定期健診の受診勧奨及び実施状況の把握、予防接種(BCG)等の実施	継続	継続

④エイズ・性感染症対策の推進【継続】(感染症対策課)

HIV感染者、エイズ患者、梅毒患者が増加傾向にある現状を踏まえて、早期発見・早期治療に結びつくよう性感染症を含む検査・相談を実施します。また、様々な機会を捉えて、区民・学校等に対する正しい知識の普及啓発を実施します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回検査、年2回(6月・12月)臨時検査を実施 ・相談は、電話・来所等で随時実施 ・区民・学校等に対する正しい知識の普及啓発の実施 	継続	継続

(2) 食品の安全・安心の確保

食中毒をはじめ、飲食に起因する健康危機の発生を平常時から想定し、常に危機管理の意識を持って計画的に監視指導を実施し、食品の安全を確保します。

HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の導入・定着を進めるために、食品等事業者の自主的衛生管理を支援する講習会等の衛生教育を行い、総合的な衛生管理の充実を図ります。

食品が多様化し、流通がますます複雑化していることから、区民に食品の安全に関する最新情報を正確に分かりやすく発信します。

*HACCP（ハサップ）とは、食品事業者等自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする手法。

<計画事業>

①食品監視指導の充実【重点】（生活衛生課）

食品関係施設の監視指導を計画的に実施することで、食品等による衛生上の危害発生を防止します。食中毒の発生及び広域流通食品の違反発生時には、国や東京都など関係機関と迅速な情報共有、連携協力を図り、食中毒の原因究明、再発防止及び違反食品を速やかに排除します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> 重点的な監視指導の実施 (食中毒発生リスクの高い社会福祉施設、大量調理施設、生や半生の食鳥肉や刺身提供施設等) 食品表示（衛生事項・保健事項）の監視指導の実施と結果の公表 	継続	継続

②HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の推進【継続】（生活衛生課）

全ての食品事業者に、HACCPに沿った衛生管理の導入・定着化を進めるため、受入態勢や取組意欲に応じた技術的支援を行います。また、自主的衛生管理の向上及び法令遵守のための食品衛生講習会を定期的かつ継続的に開催して、食中毒や違反食品による健康危害防止を図ります。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発資材を用い、施設に応じた具体的な導入手法を支援 業態別及び営業許可更新時の食品衛生責任者講習会の開催 食品衛生協会自治指導員への技術的支援と活動拡充に向けた共催事業の実施 	継続	継続

③食に関する普及・啓発【継続】（生活衛生課）

区民に対し、正確な食品衛生知識の普及を図るため、食品の安全に関する最新情報を収集・提供します。また、行政、消費者及び食品等事業者の情報提供と意見交換の場として、シンポジウム及び食品保健講座を開催するなどリスクコミュニケーションに努めます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムと講演会の開催 ・自主研修会等への講師派遣 ・食品衛生月間事業及びパネル展示による普及啓発 ・食品衛生の最新情報などを区報・ホームページ等で発信 ・食の安全に係る普及啓発リーフレット等の作成配布 	継続	継続

（3）災害等への対応

不特定多数の住民に健康被害が発生または拡大する可能性がある場合には、公衆衛生の確保という観点から対応が求められます。震災や豪雨などの自然災害のほか、犯罪、放射線事故、テロ事件が発生した場合等も対応の可能性があります。

健康危機発生時にその規模を把握して対応し、被害の拡大防止のための普及啓発や業務を行うことができるよう、平常時から関係機関との情報共有・連携確保に努めています。

また、近年の大規模災害に伴う健康被害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえて、マニュアルの見直しや体制整備に努めます。

<計画事業>

①関係機関との連携・協議体制の充実【継続】（健康推進課）

健康危機発生時に、警察、消防、医療機関及び関係団体の連携により、混乱なく的確な対応を行えるよう、健康危機管理連絡会を開催し、連携協力の強化及び情報交換を行います。

また、緊急医療救護所等の運営に係る連絡会を開催し、災害時医療体制の具体的な検討を行います。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理連絡会の開催 ・緊急医療救護所の運営に係る連絡会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理連絡会の開催は継続 ・緊急医療救護所の運営に係る連絡会は拡充して開催 	継続

②災害時医療体制の整備【継続】（健康推進課）

首都直下地震等が発生した場合に、東京都が迅速かつ的確に区市町村を支援できるように導入した二次保健医療圏において、目黒区の医療救護活動を統括し、調整を図るため、災害医療コーディネーターを設置しています。

円滑な救護所の活動を確保するため、関係機関の協力を得て、災害医療コーディネーターを中心とした医療救護訓練を実施します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・区内4病院に緊急医療救護所資機材を整備 ・医薬品のランニングストック実施（3,000人分3日間） ・医療救護訓練への参加 ・目黒区災害医療コーディネーターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急医療救護所での医薬品の備蓄 ・緊急医療救護所を起点とした連携や訓練の実施 	継続

2 健康づくりの推進

現状

現状我が国は男女ともに世界最高水準の長寿国となりました。しかし、平均寿命と健康寿命*の差は10年程度あり、今後、高齢化に伴い、医療や介護の負担の増大が想定される中で、生活の質の向上という観点からも健康寿命の延伸は大変重要となっています。

国では、平成25年4月から、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病*の発症予防と重症化予防の徹底等を基本とした「健康日本21（第2次）」が開始されました。

区では、平成28年3月に改定した「健康めぐろ21（平成28～37年度）」において、健康寿命の延伸を基本理念とし、生活習慣病の発生予防と重症化予防、生活習慣の改善、高齢者の健康、こころの健康、健康を支える環境整備、食育*の推進に取り組んでいます。令和元年8月には区民の健康づくりに対する意識や生活習慣の実態を把握するため、区民3,000人を対象に健康づくり調査を行いました。

母子保健においては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を目指して「目黒区子育て世代包括支援センター」を立ち上げ、ゆりかご・めぐろ事業（妊婦面接）や産後ケア事業などを実施し、妊娠期から出産、子育て期に関する様々な相談に応じるとともに、ニーズに応じた情報提供や保健指導、サービスの提供など包括的な支援に取り組んでいます。

区民の平均寿命や健康寿命は23区の中でも上位の水準にありますが、区民が生涯にわたり健康で活力あふれる生活が送れるよう、子どもから高齢者まで、ライフステージ*や心身の状態に応じた各種の健康施策を積極的に推進しています。

課題

健康づくりの基本は区民一人ひとりが主体的に取り組むことです。しかし、個人での取組には限界があることから、健康づくり施策を行政と関係機関・団体が連携し、総合的に進めていくことが求められています。子どもから高齢者まで健康でいきいきと生活していくためには、子育て支援や介護予防事業等、健康づくりに関連する様々な部局と連携していくことが必要です。

今後、高齢化の一層の進展に伴い、生活習慣病*や認知症等の有病者の増加が見込まれています。健康寿命*を延伸していくためには、食生活や身体活動、歯と口腔の健康づくり、禁煙など、生活習慣の改善を図ることが重要です。また、生活習慣病の発症予防に加え、糖尿病などの重症化予防にも取り組んでいく必要があります。

特に、受動喫煙*防止対策については、健康増進法の一部改正及び東京都受動喫煙防止条例の制定を踏まえて取り組んでいく必要があります。

また、妊婦の方との面接相談「ゆりかご・めぐろ」や乳幼児健診等様々な事業の機会を捉えて、子どもへの虐待予防や早期発見につなげるよう、関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたって切れ目ない支援の強化が求められています。

さらに、自殺総合対策をはじめとするこころの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。

施策の体系	2	健康づくりの推進
		<ul style="list-style-type: none"> — (1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進 — (2) 生活習慣の改善 — (3) 親子の健康づくりの推進 — (4) 食育の推進 — (5) こころの健康 — (6) 公害保健対策の推進

施策

(1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進

区民の死因別割合を見ると、がん、心疾患、脳血管疾患のいわゆる三大生活習慣病*による死亡が全体の半分を占めています。

がん対策としては、がん予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんについて科学的根拠に基づくがん検診を実施します。

また、健康管理や生活習慣の改善に関する正しい知識の普及を図るとともに、メタボリックシンドローム・生活習慣病・フレイル*の予防や疾病の早期発見・早期治療のため、40歳以上の国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者及び生活保護受給者を対象に特定健康診査を実施します。国民健康保険加入者及び生活保護受給者については、特定健康診査の結果により生活習慣の改善が必要な場合に特定保健指導や生活習慣病重症化予防の保健指導を行い、個々の生活習慣を見直す支援を行います。

なお、特定健康診査の対象とならない40歳未満の区民については、生活習慣病やその他疾病予防の動機付けを目的とした健康づくり健診を実施します。

＜計画事業＞

①積極的な健診等の受診【数値】（健康推進課・保健予防課・国保年金課・生活福祉課）

メタボリックシンドローム・生活習慣病^{*}・フレイル^{*}の予防や早期発見・早期治療のため、40歳以上の国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者及び生活保護受給者を対象に特定健康診査を実施します。国民健康保険加入者及び生活保護受給者については、特定健康診査の結果により生活習慣の改善が必要な場合に特定保健指導や生活習慣病重症化予防の保健指導を行います。

なお、特定健康診査の対象とならない40歳未満の区民については、生活習慣病やその他疾病予防の意識と自覚の高揚を図るとともに、疾病の早期発見のため健康づくり健診を実施します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
40歳以上の国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度加入者・生活保護受給者（令和元年度実績） ・特定健康診査受診率 46.7%	現況より上げる	現況より上げる
40歳以上の国民健康保険加入者（平成30年度実績） ・特定健康診査受診率 45.8% ・特定保健指導実施率 9.8%	特定健康診査受診率、 特定保健指導実施率：60%	継続
生活保護受給者（令和元年度試行実績※1） ・特定健康診査受診率 20.2% ・特定保健指導実施率 17.0%	現況より上げる	継続
生活習慣病重症化予防事業 実施	・データヘルス計画に沿って実施（国民健康保険加入者） ・事業方針に沿って実施（生活保護受給者）	継続
健康づくり健診受診者数（令和元年度実績）358人	現況より上げる	現況より上げる

※1 平成30年10月の生活保護法改正により「被保護者健康管理支援事業」が令和3年1月に施行されることに伴い、令和元年度は法施行前の試行事業として特定健康診査の受診勧奨及び特定保健指導を実施したものの。

②がん検診【重点】（健康推進課）

胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんについて、科学的根拠に基づく検診を高い精度を保った上で実施します。また、受診率を向上させ、がんの早期発見・早期治療を図ります。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
がん検診の受診率（令和元年度実績） ・胃がん 9.8% ・肺がん 12.7% ・大腸がん 33.7% ・子宮がん 24.0% ・乳がん 29.0%	現況より上げる	現況より上げる

（2）生活習慣の改善

健康寿命*を延伸し、人生100年時代に向けて健康で自立した生活を送るためには、栄養・食生活、身体活動、喫煙・飲酒、歯と口腔の健康といった生活習慣の改善が重要です。

そこで、健康的な食生活、適正な体重の維持管理などの望ましい栄養・食生活の実践や、日常的に取り組む身体活動量の増加について知識の普及・啓発を図り、歯と口腔の健康づくりについては、子どものむし歯予防とともに、成人歯科健診などを通じて8020運動を推進していきます。啓発事業に当っては、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考慮し、実施方法を検討します。

また、令和2年4月に「望まない受動喫煙*」を防止する改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行されたことに伴い、禁煙を支援するとともに更なる受動喫煙防止対策を推進していきます。

<計画事業>

①望ましい栄養・食生活に関する啓発【継続】（健康推進課・保健予防課・碑文谷保健センター）

健康的な食生活を実践することは、生活習慣病*の発症予防と重症化予防、生活の質の維持向上の観点から重要です。健康教育や栄養相談等を通じて栄養や食生活に関する知識の普及・啓発を図り、自分に適した健康的な食生活を継続的に実践できるよう支援します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
・健康大学教養講座の開催 ・イベント等でのパネル展示 ・個別栄養相談の実施 ・生活習慣病予防及び重症化予防に関する健康教育の実施	継続	継続

②身体活動の増加に関する啓発【継続】（健康推進課）

日常の身体活動量を増やすことで、メタボリックシンドロームを含めた生活習慣病^{*}の発症や死亡のリスクを下げるといわれています。生活習慣病や健康維持に役立つ身体活動について情報を提供し、工夫して日常生活における身体活動量を増やせるよう啓発していきます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> 健康大学教養講座の開催 イベント等でのパネル展示 	継続	継続

③成人歯科健診の推進【継続】（健康推進課）

「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえる」ことを目標として、歯科健診事業を行うことで歯と口腔の健康づくりを支援していきます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
成人歯科健診事業の推進	継続	継続

④受動喫煙対策の実施【重点】（健康推進課）

喫煙が及ぼす健康への影響について、正しい知識の普及や禁煙外来治療費助成事業の実施等により、禁煙支援を推進します。また、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づく指導等を行い、受動喫煙^{*}防止対策を推進していきます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> リーフレットの配布等による喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響に関する情報の発信 禁煙外来治療費助成事業の実施 禁煙外来治療費助成事業に基づく指導等の実施 	継続	継続

(3) 親子の健康づくりの推進

平成29年度から、妊娠届けを提出した妊婦を対象に助産師等専門職が面接し、妊婦の実情を把握した上で必要な情報提供や保健指導を行う「ゆりかご・めぐろ事業」により相談支援に取り組み、平成31年度からは産後の母子へのケアや相談対応などを行う「産後ケア事業」（訪問型、宿泊型）を開始しました。さらに、必要な支援策を包括的に提供できるよう部を超えた連携を図り、「子育て世代包括支援センター」として妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を目指して取り組んでいます。

既存の乳幼児健診では、障害や疾病の有無や栄養状態についての確認、口腔内の機能の発達や衛生に関する普及啓発を行うほか、児童虐待の兆候などの早期発見・早期対応に努めてきましたが、今後は区だけでなく地域の医療機関や社会資源など関係機関と連携して相談支援の充実を図り、母子への支援を核とした親子の健康づくりを進めます。

子どもの定期予防接種についてはワクチン・ギャップの解消に向けて、令和2年10月から新たにロタウイルスワクチンが定期接種化されるとともに、今後も新たなワクチンの定期接種化が見込まれています。

また、接種率向上を図るため、保健所システムを活用し適時・的確に接種勧奨していくとともに、予防接種の重要性や副反応について正確な情報を迅速に提供し、予防接種に対する正しい理解の普及を図ります。

今後は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、育児学級などの各種事業に区民が安心安全に参加できるよう、ICT*を活用したオンラインによる講座開催など実施方法の検討を進め、区民サービスの向上に努めます。

<計画事業>

①妊婦健康診査【継続】（保健予防課・碑文谷保健センター）

妊産婦死亡率の低下を図るとともに、妊娠中の母体と胎児の健康を守るために、妊娠の届出をした妊婦に対して妊産婦健康診査の受診票を交付し、医療機関に委託して健康診査を実施します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査 14 回、妊婦子宮頸がん検診 1 回、妊婦超音波検査 1 回（公費負担一部助成） ・妊娠届出時及び妊婦面接時に、事業の周知と受診勧奨により、妊婦健康診査の継続的な受診を促進 	継続	継続

②出産・子育て応援事業（ゆりかご・めぐろ）【重点】（保健予防課・碑文谷保健センター）

専門職が妊婦に対する面接・相談を行うことにより、各家庭における出産や子育て支援に関するニーズを把握し、必要な支援を行います。出産・子育てに関する不安を軽減し、妊娠、出産及び育児の各段階における切れ目のない支援を通じて、妊婦、乳幼児及び保護者の心身の健康の保持及び増進を図ります。

また、新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、オンライン相談など適切な事業実施を検討していきます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦を対象に、妊娠届出時に専門職が面接を実施 ・出産、子育て、育児の不安や悩みなどの相談を実施 ・支援が必要な妊婦への継続した相談を実施 ・面接時には「ゆりかご応援グッズ（育児用品カタログギフト）」を配布 	継続	継続

③子育て世代包括支援センター事業【新規・重点】（保健予防課・碑文谷保健センター・子育て支援課） 再掲

妊娠・出産、子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定するとともに、医療や福祉など関係機関が連携し、切れ目のない支援を行っていきます。また、育児不安や心身の不調があり、身近に相談できる人がいないなど、支援を必要とする産後の方を対象に産後ケア事業を実施し、心身の安定と育児不安の解消を図っていきます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア事業（訪問型）の実施 ・産後ケア事業（宿泊型）の実施 ・産後ケア事業（通所型）の検討・実施 	継続	継続

④育児支援事業【継続】（保健予防課・碑文谷保健センター）

妊娠期から乳幼児期を通じて、適切な知識の普及・啓発によって育児不安の軽減を図り、保護者同士の情報交換や交流を図ることによって、虐待防止や健やかな子育てを支援します。

また、新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、オンライン相談など適切な事業実施を検討していきます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・ハローベビークラス・サロンの開催 ・パパママの育児教室 ・はじめての子育てのつどい ・育児学級 ・健康相談 ・母親の会 ・こどもの健康教室 ・多胎児懇談会 	継続	継続

⑤乳児健康診査【継続】（保健予防課・碑文谷保健センター）

乳幼児の適切な発育・発達を促すために、健康診査時に身体計測の実施や疾病等の有無について確認及び養育状況の確認を行い、育児相談を実施します。

4か月児・3歳児健康診査を保健予防課または碑文谷保健センターで実施し、6か月・9か月・1歳6か月及び5歳児健康診査を委託医療機関で実施します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の月齢・年齢に応じた内容の健康診査や育児相談を実施 ・4か月児及び3歳児健診の未受診者について、子ども家庭支援センターとの連携により、乳児家庭全戸訪問事業として全数把握を実施 	継続	継続

⑥乳幼児歯科健診【継続】（保健予防課・碑文谷保健センター）

乳幼児期からの口腔内の環境を整えることは、生涯にわたり健康な口腔を保つための第一歩です。歯科健診や保健指導・歯科予防処置を通じ、口腔機能の発達や衛生に関する正しい知識の普及を図ります。また、他職種と連携し成長・発達に応じた支援を行います。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
むし歯のない子供の割合（受診者に対する割合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳6か月児歯科健診 98.5% ・ 2歳児歯科健診 97.3% ・ 3歳児歯科健診 93.0% ・ 歯科予防処置 756名 （令和元年度実績）	現況より上げる	現況より上げる

⑦乳幼児栄養相談【継続】（保健予防課・碑文谷保健センター）

家庭の形態が多様化する中、乳幼児の健全な食生活について正しい知識の普及を図ります。乳幼児期は成長や機能の発達に個人差があるため、個々に応じた支援を多職種と連携して行います。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 離乳食講話 ・ 各種健診・経過観察の対象者に栄養個別相談を実施 ・ 電話相談の実施 	継続	継続

⑧予防接種に関する正しい知識の普及啓発【継続】（保健予防課・碑文谷保健センター）

子どもを感染症から守る予防接種については、接種率向上を図るため、個別通知を行い適切な時期に確実に勧奨していくとともに、予防接種の重要性、副反応について迅速かつ正確な情報を提供し、予防接種に対する正しい理解の普及を図ります。また、定期予防接種の種類増加など予防接種法の変更等があった場合、正しい情報を提供し適切に対応していきます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期予防接種は対象月齢に個別通知を行い勧奨 ・ 制度の変更等は医療機関や対象者への通知、区報・ホームページ等で周知 ・ 接種相談等 	継続	継続

(4) 食育の推進

食は命の源であり、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために重要です。しかし、生活様式の多様化と相まって若い世代で朝食をほとんど取らない人や、外食・中食の頻度が増加傾向にあります。また、栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病^{*}の増加、過度の痩身、そして伝統的な食文化の危機や食の安全等、食をめぐる課題は多くあります。

そこで、食育^{*}に関心を持ち、食を通じて親子や家族との関わり、仲間や地域との関わりを深め、健やかな心と身体の発達を促すことができるよう、食を安全・安心に楽しむ環境づくりを推進していきます。

さらに、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう食育を推進します。

<計画事業>

①ライフステージに応じた食育の推進【継続】(健康推進課・保健予防課・碑文谷保健センター)

子どもから成人、高齢者に至るまで、ライフステージ^{*}に応じた食育^{*}を展開し、食に関する知識の普及を図ります。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none">健康大学教養講座の開催リーフレットの配布等による食に関する情報の発信親子食育セミナー、夏休み子ども食育セミナーなど、食に関する講座の開催	継続	継続

(5) こころの健康

現代は仕事や人間関係などの過剰なストレスにより心と体に変調をきたしやすい状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺の増加が懸念されています。こころの健康は、人がいきいきと自分らしく生きるために重要で生活の質にも大きく影響するため、こころの健康についての啓発を行い、早期に相談につながるために様々な形での相談体制により、相談機会の充実を図ります。

平成28年の自殺対策基本法の改正により全ての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられ、区は平成30年3月に「目黒区自殺対策計画」を策定しました。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、正しい知識の啓発や相談支援、ゲートキーパー*の養成など、全庁的な取組として関係機関・団体・区民等との連携により自殺総合対策を推進していきます。

また、精神の障害のある方が、地域で安心して自分らしい生活ができるよう、保健・医療・福祉関係機関の連携による「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築」に取り組んでいきます。

<計画事業>

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【重点】(保健予防課・碑文谷保健センター・障害者支援課) 再掲

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて精神科病院等の医療機関、支援事業所、行政等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有した上で精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築に取り組みます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
精神障害のある人の地域移行・地域定着に向けた支援のあり方について、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行・地域定着に向けた支援の推進 保健・医療・福祉関係者による協議 措置入院者退院後ガイドラインによる支援の推進 アウトリーチ*支援事業の充実 	継続

②教育相談【重点】(教育支援課)

いじめや不登校及び集団不適應等の問題解決を目的として、区立小・中学校及び幼稚園・こども園にスクールカウンセラーを派遣します。また、めぐろ学校サポートセンターの教育相談では、教育に関する悩みや心身の発達などの相談に応じ、困難事例についてはスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して問題解決の支援を行います。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーを区立小・中学校、幼稚園・こども園に派遣 教育相談の実施 スクールソーシャルワーカーによる対応 	継続	継続

③精神保健相談【継続】（保健予防課・碑文谷保健センター）

新型コロナウイルス感染症の流行により、区民の生活は、ライフスタイルの急激な変化を余儀なくされ、不安や戸惑いが生じています。それはストレスとなってこころにたまっていき、不眠やうつ状態など、こころの不調となって現れます。精神疾患の予防、早期発見・早期治療及び再発予防のために、専門医による相談を実施するとともに保健師による電話・訪問・面接相談を実施し、支援していきます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・専門医による相談の実施 ・保健師による電話・訪問・面接相談の実施 ・精神保健講演会の実施（新型コロナウイルス感染症の影響により中止） 	継続	継続

④依存問題等家族相談【継続】（保健予防課・碑文谷保健センター）

新型コロナウイルス感染症の流行により、生活環境や経済状況が変化し、ストレスや孤立感から、薬物、アルコールなど嗜癖行動により、健康を害する可能性があります。外出自粛や自主隔離などにより、スマートフォンやパソコンなどデジタルメディアを利用する時間が多くなり、ゲーム依存など、不健康な行動パターンに陥りやすい状況にもあります。

依存問題は家族も巻き込まれ、健康を害することも少なくないため、適切な専門機関等の紹介や家族間の交流を通じて心の安定が保てるように支援していく必要があります。必要に応じて精神保健福祉士による個別相談、保健師による電話・訪問・面接相談も実施していきます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・グループミーティング（家族）月1回実施 ・個別相談実施 ・保健師による電話・訪問・面接相談（随時） 	継続	継続

⑤自殺総合対策の推進【継続】（健康推進課・保健予防課・碑文谷保健センター）

多くの自殺は、防ぐことのできる社会的な問題であり、家庭や職場、地域全体で取り組むことが重要です。正しい知識の普及・啓発や相談支援体制の充実、ゲートキーパー^{*}の養成、関係機関・団体・区民との連携などにより自殺を予防し、自殺総合対策を推進していきます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策講演会の実施 ・リーフレットの配布等による自殺対策に関する情報の発信 ・職員ゲートキーパー養成研修の実施 ・自殺対策推進会議の開催 	継続	継続

(6) 公害保健対策の推進

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、著しい大気汚染の影響により公害健康被害を受けたと認定された患者に対して、損害を補填するための補償給付を行うとともに、公害保健福祉事業を継続して実施します。

また、地域住民に対して公害健康被害予防事業を実施して、大気汚染の影響による被害の発症予防や健康回復を図ります。

<計画事業>

①公害保健福祉事業の充実【継続】(健康推進課)

大気汚染の影響による公害健康被害認定患者の健康回復、保持及び増進に向けて、呼吸器リハビリ教室、保健師による療養指導、インフルエンザ予防接種の自己負担額の助成等公害保健福祉事業を継続して実施します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none">理学療法士による呼吸器リハビリテーション教室の開催保健師による家庭療養指導の実施インフルエンザ予防接種費用の自己負担額の助成	継続	継続

②公害健康被害予防事業の推進【継続】(健康推進課)

地域住民に対して、大気汚染の影響による健康被害の発症予防や健康回復を目的とした呼吸器疾患の健康相談、知識普及のための講演会等の公害健康被害予防事業を実施します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none">医師、理学療法士、栄養士による呼吸器疾患の個別健康相談を実施成人向け及び子どもとその保護者を対象とした健康教室(音楽療法等)を開催	継続	継続

3 地域保健医療体制の推進

現状

令和元年度に実施した健康づくり調査によると、約6割の人がかかりつけ医師・歯科医師を決めています。また、「医療に関する情報で知りたいこと」については、半数以上の人々が「休日・夜間に診療している医療機関」と回答し、24時間安心して医療を受けられる環境を望んでいることがうかがえます。

区では、初期救急医療として、一般の診療所が休診している日曜・祝祭日・年末年始等における急病患者に対して診療の機会を確保するため、休日診療所と休日調剤薬局を開設し、令和元年度からは15歳未満の小児を対象にした平日夜間の小児初期救急医療も開設しています。

また、効果的な治療法が確立されていないため、療養が長期にわたる難病は、患者や家族に精神的・経済的あるいは介護面における大きな負担がかかっています。目黒区では、国や東京都が実施している医療費助成や医療機器貸与等のサービスに加え、難病ホームヘルプサービスや日常生活用具の給付等の支援のほか、相談や様々な講演会の開催などの機会を活用し情報提供に努めています。

さらに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者が、自宅や地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、住まい、生活支援を一体的に提供するためのネットワークの構築に取り組んでいます。

課題

少子高齢社会の進展や疾病構造の変化などから、年々増加する救急医療の需要に対応するため、東京都や関係団体と連携を図りながら、身近な地域で誰でも利用しやすい医療体制を整備するとともに、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を推進していくことが必要です。

医療・介護の連携を強化し、効率的かつ質の高い医療提供体制を推進するために、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）が成立し、医療機関の機能分化や連携の促進が進む中、区民への十分な情報提供や連携への支援が必要となっています。

また、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム[※]）の構築を進めている現在、難病に関しても住み慣れた地域で療養生活を継続できるよう支援していくことが求められています。

難病医療費等助成制度については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年2月末日までの有効期間の受給者証に交付者については更新申請をせずに受給者証の交付がなされるようになりましたが、更新申請が行われないことに伴い、症状の確認、生活状況の把握などができなくなり、保健相談など支援がしにくくなっています。また、難病講演会やパーキンソン教室などは3つの密を防ぐ観点及びハイリスク該当者に当たる参加者が多い状況から、今までのような形式での講演会、教室の実施は難しい状況となっています。

施策の体系	3	地域保健医療体制の推進
		(1) 休日等診療体制の確保
		(2) 難病等保健医療対策の充実

施策

(1) 休日等診療体制の確保

少子高齢化が加速する中で、二次救急も含めた休日・夜間の診療体制の整備、在宅療養者への24時間対応や、15歳未満の小児を対象とした平日・夜間の初期救急等、子どもから高齢者まで誰もが地域で安心して医療を受けられる環境が求められています。

これらの救急医療の需要に対応するため、医師会・歯科医師会・薬剤師会・区内の医療機関及び東京都などの関係機関と協力し、引き続き休日や夜間に対応する診療体制を確保していきます。

<計画事業>

①休日等診療体制の確保【継続】（健康推進課）

少子高齢化が加速する中で、子どもから高齢者まで、誰もがいつでも地域で安心して医療を受けられる環境や、二次救急も含めた休日・夜間の診療体制の整備、在宅療養者への24時間対応の体制が求められています。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・休日診療所及び休日調剤薬局の開設（通年開設/区内2か所、11月～2月開設/1か所） ・休日歯科診療を輪番制で開設 ・東京都の休日等診療体制情報システムの周知 ・平日夜間小児初期救急診療事業の実施 	継続	継続

(2) 難病等保健医療対策の充実

平成26年5月「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月から新たな難病医療費助成制度が開始しました。医療費助成の対象となる疾病（指定難病）は、制度開始時は110でしたが、令和元年7月には333の疾病が対象となっています。

難病医療費助成制度の周知や保健相談の充実を図り、普及啓発や療養支援を行います。

また、難病患者が在宅において安心して生活を営むことができるように保健、医療、福祉の連携を図ります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、今までのような集団での講演会やパーキンソン教室は感染リスクが高まるため、資料の配布や個別の相談対応を充実し、支援に取り組みます。

<計画事業>

①難病保健事業の充実【継続】（保健予防課・碑文谷保健センター）

難病患者及びその家族にかかる精神的・経済的、介護面の負担軽減を図るため、療養相談を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の対策を考慮した普及啓発事業の実施方法を検討し実施していきます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・療養相談を随時実施 ・新型コロナウイルス感染症の対策を考慮したパーキンソン教室や難病講演会の検討・実施 	継続	継続

4 安全で快適な生活環境の確保

現状

区民が健康で安全、快適な生活を送るためには、生活の拠点となる住宅や利用する建築物、日常生活に欠かせない営業施設などが衛生的な環境でなければなりません。このため、建築物は計画段階から衛生的な指導を行い、貯水槽を有する水道設備や営業施設などには、検査や指導を行って衛生的な環境の維持・向上に努めています。また、ねずみや衛生害虫の駆除は感染症予防や危害防止の観点から、訪問指導、相談、講習会等により区民を支援し、安全で快適な生活環境の確保を目指しています。

医薬品の安全確保については、長期にわたる多様な医薬品の服用に伴う患者への薬歴管理、服薬指導が重要となっています。また、麻薬や覚醒剤等に似た成分を含んだ危険ドラッグは、国や都と連携して、区民への危険性の周知を行っています。さらに、医療相談窓口（コールセンター）を令和元年に設置し、診断や治療法、保険制度などを含めた一元的な相談、苦情対応を行っています。

家庭での飼育動物は、愛玩動物から「家族」、「人生のパートナー」へと変化を見せる一方、犬の鳴き声やふんの放置、飼い主のいない猫への無責任な餌やりなど多くの苦情が寄せられています。また、東日本大震災を契機に、ペットの同行避難、被災動物への対応にも関心が高まっており、災害に備えた備蓄品などの整備を進めています。

課題

様々な感染症から身を守り、区民や事業者が健康で質の高い生活環境を確保するためには、的確な情報提供や検査、指導を行う仕組みづくり、普及・啓発、支援の充実が必要です。

多様な医薬品を患者が適正に服用するための情報提供と相談体制が不可欠であるため、引き続き薬局、医薬品販売業への検査や指導をしていかなければなりません。また、危険ドラッグは、身体に与える危険性や常習性について広く伝えていく必要があります。さらに、医療相談窓口（コールセンター）は、関係者間の情報共有を円滑にし、相談対応能力の向上を図っていくことが必要です。

動物の適正飼育については、人と動物の調和のとれた共生社会を実現するため、普及啓発を継続していかなければなりません。また、課題の多くは地域社会に密着しているため、解決には地域の実情を踏まえた取組とボランティア活動への支援が必要です。さらに、災害時におけるペットの同行避難及び、被災動物の保護などを適切に行うため、関係機関等と連携を図る必要があります。

施策の体系	4	安全で快適な生活環境の確保
		(1) 快適な生活環境の確保
		(2) 医薬品等の安全の確保
		(3) 動物の適正飼育の推進

施策

(1) 快適な生活環境の確保

ねずみ・衛生害虫等の対策は、感染症予防等の観点からベクター（感染症の媒介生物）であるねずみ、衛生害虫等の発生を防止する環境づくりを中心に総合的な防除を推進します。

建築物事前協議制度による衛生的な構造・設備の普及によって、衛生問題の未然防止と健康で快適な居住環境の確保を図ります。

水道水の安全、特に貯水槽水道の衛生的な管理の普及、東京都が推進している貯水槽を設けない給水方式の導入に向けた普及を図ります。

環境衛生関係営業施設等について、最新の知見を基に監視指導や感染症予防等に関する最新情報の提供及び自主管理体制の支援を行い衛生水準の維持向上を図ります。また、区民には、利用者の視点からの情報提供を行います。

<計画事業>

①建築物に関する事前協議の充実【継続】（生活衛生課）

建築物の構造や設備、その管理に起因する衛生上の問題を未然に防止するため、建築物の設計段階における事前協議を行います。これにより、衛生問題が生じにくい維持管理の容易な構造や設備の普及を図ります。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
建築確認申請を要する新築及び増改築部分の延べ面積が500㎡以上の建築物（一戸建を除く）について、区と建築物の所有者が設計段階から協議する	継続	継続

②居住環境の安全確保【継続】（生活衛生課）

区民が健康かつ安全で快適な生活を送るため、生活の拠点である住宅の室内環境、貯水槽や井戸等の給水設備、レジオネラ症予防に関して維持管理上注意が必要な施設について衛生知識の普及及び指導を行います。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期（3～5年度）	後期（6～7年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・換気、ダニ、カビなど室内環境の相談に、最新の知見による情報を提供 ・給水施設の維持管理に必要な知識、水道事業者との連携等による貯水槽を設けない方式への転換に関する普及啓発の実施 ・井戸水等の衛生指導の実施 ・レジオネラ症予防に関して維持管理上注意が必要な施設の管理状況の把握及び改善指導 	継続	継続

③ねずみ・衛生害虫等防除対策の推進【継続】（生活衛生課）

感染症予防等の公衆衛生の確保を目的に、蚊などの衛生害虫防除対策事業を推進します。また、区民から寄せられるねずみや衛生害虫等に関する相談に応じ、ねずみや衛生害虫等の生態及び環境対策に主眼を置いた防除方法についての知識の普及を図ります。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> 蚊などの防除を目的とした雨水ますへの薬剤投入 ねずみ等の生態に基づく環境対策に主眼を置いた防除についての情報提供と必要に応じた現地指導を実施 ねずみ、衛生害虫の防除対策講習会の開催 	継続	継続

④営業施設等に対する監視指導体制の充実【継続】（生活衛生課）

環境衛生関係営業施設等（理・美容所、クリーニング所、公衆浴場等）に対し、最新の知見を取り入れ、各々の業種、形態に応じた衛生管理基準に基づき、重点的な監視指導を実施し、施設の維持管理、衛生水準の向上を図ります

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
業態別の立ち入り検査において、各々の施設の衛生水準に応じた監視指導を実施。また、細菌検査・理化学検査の結果が不適であった施設に対する改善指導を実施	継続	継続

⑤自主的な衛生管理体制への支援【継続】（生活衛生課）

環境衛生関係営業施設等の事業者が自主的に効果的な自主管理体制を構築することができるようにするため、事業者や関係団体に対して情報提供及び技術支援を行います。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> 立入検査時において、自主管理による点検記録、改善措置等を確認し、自主管理に対して助言、指導を実施 関係団体等への講師派遣及び技術支援の実施 	継続	継続

(2) 医薬品等の安全の確保

薬事関係施設に対し、医薬品等の適正管理について立入検査を実施するとともに、安全使用のための情報が患者等に十分提供されるよう、薬剤師や登録販売者の適正配置や医薬品のインターネット販売等について監視指導を実施します。

危険ドラッグに対しては、区の関係する課をはじめ、都や薬物乱用防止関係団体と連携し、その危険性について普及啓発を行っていきます。

令和元年に設置した医療相談窓口（コールセンター）をより効果的に活用するため、都や医療安全関係団体の研修参加、他機関との連携・協力を通じて情報収集を行い、区民からの医療に関する相談対応の充実を図ります。

<計画事業>

① 医薬品等の監視指導の実施【継続】（生活衛生課）

薬局や医薬品販売業に対し、医薬品等の適正管理について立入検査を実施するとともに、安全使用のための情報が患者や使用者に十分提供されるよう、薬剤師等の適正配置や医薬品のインターネット販売について監視指導を行います。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
薬局・医薬品販売業各施設に対し、計画的に立入検査を実施	継続	継続

② 薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業者に対する普及啓発【継続】（生活衛生課）

医薬品や毒物劇物による健康被害を未然に防止するため、薬局・医薬品販売業者や毒物劇物販売業者に対し、様々な機会を捉え医薬品医療機器等法及び毒物劇物取締法等に関する最新情報を提供し、各事業者の管理の徹底を支援します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
ホームページ、立入検査時、窓口来所時等において最新の情報を提供	継続	継続

③ 薬物乱用防止の推進【継続】（健康福祉計画課・生活衛生課）

危険ドラッグを含む薬物の危険性について、東京都薬物乱用防止推進目黒地区協議会と区が連携し、様々な機会を捉え広く区民に普及・啓発を行っていきます。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止ポスター・標語について区内中学生への募集を実施 ・区内小中学校における薬物乱用防止教室の開催・啓発グッズ等の配布 	継続	継続

④医療安全の普及・啓発【継続】（生活衛生課）

コールセンターに看護師等を配置し、中立的かつ一元的な助言や情報提供を行います。研修参加、他機関と連携協力を行い、相談機能の充実を図ります。また、区民が主体的に安全・安心な医療を受けられるよう普及・啓発を行い、医療機関との信頼関係構築を支援します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターにおいて看護師等が相談受付 ・区報やホームページに普及・啓発記事を掲載 	継続	継続

(3) 動物の適正飼育の推進

ペットの適正飼育の普及、マナー啓発プレート等の配布など啓発事業を行い、飼い主の社会的責任やマナーの普及啓発を推進します。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、適正飼育の普及啓発のありかた、狂犬病予防週間における予防注射の接種について実施方法を検討するとともに、未接種犬の飼い主に対する督促などを行い、予防注射接種率の向上を図ります。

飼い主のいない猫対策の一環として、不妊・去勢手術の費用助成事業を推進するとともに、地域猫活動の普及啓発を図ります。

災害時のペットの同行避難及び被災動物の保護などを円滑に行うため、飼い主の日頃からの備えについて普及啓発を図るとともに、備蓄品などの整備を行います。また、災害に向けた対策について、関係機関、関係団体、地域等との連携・協力を努めます。

<計画事業>

①動物の適正飼育の普及啓発【継続】（生活衛生課）

動物に対する適正な飼育について、様々な機会をとらえ、飼い主等を対象に普及啓発を図ります。また、災害に備えて、被災したペットの飼育に必要な備蓄品等を整備します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、犬の飼い方セミナー中止、動物愛護週間事業縮小開催 ・マナー啓発プレート及びチラシ等による啓発 ・災害時対応の普及啓発として「ペット防災の手引き」を区立小中学校及び地域避難所運営協議会等に配布。「ペットと私の防災ハンドブック」を狂犬病予防注射等の案内に同封 ・災害に備えたペット用備蓄品整備として「ペット受入れセット」を各防災倉庫に配備 	継続	継続

②狂犬病予防注射の接種率向上【継続】（生活衛生課）

狂犬病の予防について普及啓発を図るとともに、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により狂犬病予防週間を6月に変更し3週間余とした 新型コロナウイルス感染症の影響により狂犬病予防接種期間が令和2年12月31日までとなったため、広報及びホームページにより接種を勧奨 接種率 70.9% (令和元年度実績)	現況より上げる	現況より上げる

③飼い主のいない猫対策【継続】（生活衛生課）

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費を助成することにより、飼い主のいない猫の繁殖を抑えるとともに、適切な餌やりや糞尿のためのトイレ設置・清掃等の管理を行う地域猫活動の普及啓発を図り、人と動物との調和のとれた共生できる地域環境を目指します。

事業の現況 (令和2年度)	計画年度：令和3～7年度	
	前期(3～5年度)	後期(6～7年度)
<ul style="list-style-type: none"> 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業の単価を改定し実施 地域猫活動の普及啓発 	継続	継続